

議案第 86 号

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例
を次のとおり制定する。

平成 21 年 9 月 3 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する
条例

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 4 年川崎市条例
第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「の施設」の次に「（荷さばき用駐車施設を除く。）」
を加え、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 荷さばき用駐車施設 駐車施設のうち、特定自動二輪車以外の自動車の
駐車のための施設で荷さばきの用に供するものをいう。

第 4 条第 2 項の表の(2)の項中「250 平方メートル」を「300 平方メー
トル」に、「450 平方メートル」を「600 平方メートル」に改める。

第 6 条の 2 第 4 項中「前 2 条の」を「第 5 条から第 6 条の 2 までの」に、「第
6 条の 2 第 2 項」を「第 6 条の 4 第 2 項」に、「前条中」を「第 6 条中」に、
「第 6 条の 2 第 1 項」を「第 6 条の 4 第 1 項」に改め、「第 5 条」との次に
「、第 6 条の 2 第 1 項中「前 3 条」とあるのは「第 6 条の 4 第 1 項から第 3 項

まで並びに同条第4項において準用する第5条及び第6条」と、「自動車（荷さばきを行うため荷さばき用駐車施設に駐車する自動車（以下「荷さばき自動車」という。）及び特定自動二輪車を除く。第3項第1号において同じ。））」とあるのは「特定自動二輪車」と、「特定自動車用駐車施設」とあるのは「特定自動二輪車用駐車施設」と、同条第2項中「前項」とあるのは「第6条の4第4項において準用する第6条の2第1項」と、同条第3項中「前項」とあるのは「第6条の4第4項において準用する第6条の2第2項」と、「特定自動車用駐車施設」とあるのは「特定自動二輪車用駐車施設」と、「前3条」とあるのは「第6条の4第1項から第3項まで並びに同条第4項において準用する第5条及び第6条」と、同項第1号中「第1項」とあるのは「第6条の4第4項において準用する第6条の2第1項」と、「自動車の駐車需要」とあるのは「特定自動二輪車の駐車需要」と、同項第2号中「第1項」とあるのは「第6条の4第4項において準用する第6条の2第1項」と」を加え、同条を第6条の4とし、第6条の次に次の2条を加える。

（特定自動車用駐車施設の附置の特例）

第6条の2 前3条の規定にかかわらず、建築物の用途、建築物において行われる事業の種類、公共交通機関の利用の促進に資する措置が講じられること等により、自動車（荷さばきを行うため荷さばき用駐車施設に駐車する自動車（以下「荷さばき自動車」という。）及び特定自動二輪車を除く。第3項第1号において同じ。）の駐車需要を生じさせる程度が将来にわたり特に低いと見込まれ、かつ、当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を生じさせるおそれがないときは、当該建築物の新築、増築又は大規模の修繕等をしようとする者は、特定自動車用駐車施設の台数の規模について前3条の規定により算出して得た台数未満の台数の規模を有するものとしてすることができる。

- 2 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、自動車の駐車需要等に関する計画を作成し、あらかじめ、当該計画及び駐車施設の位置、規模、構造等について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を取り消すことができる。この場合において、当該承認を取り消された者は、当該承認に係る建築物又は建築物の敷地内に附置した特定自動車用駐車施設の台数の規模について前3条の規定により算出して得た台数以上の規模を有するものとしなければならない。
 - (1) 第1項の規定により有した特定自動車用駐車施設の台数の規模を上回る自動車の駐車需要が生じたとき。
 - (2) 第1項の規定により有した特定自動車用駐車施設に起因して当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障が生じたとき。
 - (3) 当該建築物の所有者又は管理者が正当な理由なく第13条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(建築物の新築等に係る荷さばき用駐車施設の附置)

第6条の3 駐車場整備地区若しくは商業地域若しくは近隣商業地域又は周辺地区等の区域内において、特定用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超える建築物を新築しようとする者は、当該建築物又は当該建築物の敷地内に荷さばき用駐車施設を附置しなければならない。

- 2 前項に規定する建築物を新築しようとする者が附置しなければならない荷さばき用駐車施設は、次の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積をそれぞれに対応する(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計し

た数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数（10台を超える場合は、10台）以上の規模を有するものでなければならない。

(1)	駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域の区域内				周辺地区等の区域内
	百貨店その他の店舗の用途に供する部分	事務所の用途に供する部分	倉庫の用途に供する部分	特定用途に供する部分（百貨店その他の店舗、事務所又は倉庫の用に供する部分を除く。）	特定用途に供する部分
(2)	2,500 平方メートル	6,000 平方メートル	2,000 平方メートル	5,000 平方メートル	5,500 平方メートル

3 前項の規定にかかわらず、建築物の延べ面積が6,000平方メートルに満たない場合においては、当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない荷さばき用駐車施設は、同項の表の(1)の項に掲げる用途に供する建築物の部分の床面積をそれぞれに対応する同表の(2)の項に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値に、次の式により算出して得た数値を乗じて得た数値（小数点以下の端数があるときは、これを切り上げる。）の台数以上の規模とする。

$$1 - \frac{6,000 \text{ 平方メートル} - \text{延べ面積}}{\text{延べ面積}}$$

4 第5条及び第6条の規定は、荷さばき用駐車施設を附置する場合について

準用する。この場合において、第5条中「前条第2項」とあるのは「第6条の3第2項」と、第6条中「第4条第1項」とあるのは「第6条の3第1項」と、「特定自動車用駐車施設」とあるのは「荷さばき用駐車施設」と、同条各号中「前2条」とあるのは「第6条の3第1項から第3項まで及び同条第4項において準用する第5条」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、建築物の新築、増築又は大規模の修繕等をしようとする者は、荷さばき用駐車施設の台数の規模についてこれらの規定により算出して得た台数未満の台数の規模を有するものとすることができる。

(1) 当該建築物の用途、建築物において行われる事業の種類、公共交通機関の利用の促進に資する措置が講じられること等により、荷さばき自動車の駐車需要を生じさせる程度が将来にわたり特に低いと見込まれ、かつ、当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を生じさせるおそれがないとき。

(2) 当該建築物の敷地外に他の者と共同で荷さばき用駐車施設を整備することその他の代替措置により、当該建築物又は当該建築物の敷地内に荷さばき用駐車施設を整備することと同等以上の効果があるとき。

(3) 当該建築物の構造又は当該建築物の敷地の位置、規模等から荷さばき用駐車施設を附置することが著しく困難であると市長が認めるとき。

6 前項第1号及び第2号の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、自動車の駐車需要等に関する計画を作成し、あらかじめ、当該計画及び駐車施設の位置、規模、構造等について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

7 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を取り消すことができる。この場合において、当該承認を取り消された者は、当該承認に

係る建築物又は建築物の敷地内に附置した荷さばき用駐車施設の台数の規模について第1項から第4項までの規定により算出して得た台数以上の規模を有するものとしなければならない。

- (1) 第5項第1号の規定により有した荷さばき用駐車施設の台数の規模を上回る荷さばき自動車の駐車需要が生じたとき。
- (2) 第5項第1号の規定により有した荷さばき用駐車施設に起因して当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障が生じたとき。
- (3) 第5項第2号に規定する代替措置により当該建築物又は当該建築物の敷地内に荷さばき用駐車施設を整備することと同等以上の効果が生じなかったとき。
- (4) 当該建築物の所有者又は管理者が正当な理由なく第13条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

8 前各項の規定により附置する荷さばき用駐車施設の台数は、第4条から前条までの規定により附置しなければならない特定自動車用駐車施設の台数に含めることができる。

第8条第1項中「第6条」を「第6条の2」に改め、「除く」の次に「。次項において同じ」を加え、同項ただし書中「」の台数」の次に「(当該建築物の一部を共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物に附置する特定自動車用駐車施設で第6条の2第1項の規定の適用を受けるものにあつては、市長が認める台数) から第6条の3第8項の規定により当該特定自動車用駐車施設の台数に含めることとした荷さばき用駐車施設の台数を減じた台数」を加え、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、

同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 第6条の3及び前条の規定により建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない荷さばき用駐車施設のうち駐車のために供する部分の規模は、駐車台数1台につき幅3メートル以上、奥行き7.7メートル以上、はり下の高さ3メートル以上又は幅4メートル以上、奥行き6メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自動車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさせることができるものとしなければならない。ただし、当該建築物の構造又は当該建築物の敷地の状態から市長が特にやむを得ないと認める場合においては、この限りでない。

第9条に次の3項を加える。

- 5 第4条から前条まで及び前各項の規定により附置され、又は設けられた駐車施設（第6条の2第1項及び第2項（これらの規定を第6条の4第4項において準用する場合を含む。）又は第6条の3第5項（第3号を除く。）及び第6項の規定の適用に係るものを除く。）に係る建築物の用途、建築物において行われている事業の種類、公共交通機関の利用の促進に資する措置が講じられていること等により、自動車の駐車需要を生じさせている程度が特に低く、及び将来にわたり特に低いと見込まれ、かつ、当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障を生じさせるおそれがないときは、当該建築物の所有者又は管理者は、附置され、又は設けられた当該駐車施設の台数を減じることができる。
- 6 前項の規定の適用を受けようとする者は、規則で定めるところにより、自動車の駐車需要等に関する計画を作成し、あらかじめ、当該計画及び駐車施設の位置、規模、構造等について市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 7 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認を取り消すこ

とができる。この場合において、当該承認を取り消された者は、当該駐車施設の台数の規模について第4条から第6条の4まで（第6条の2（第6条の4第4項において準用する場合を含む。）及び第6条の3第5項（第3号を除く。）から第7項までを除く。）の規定により算出して得た台数以上の規模を有するものとしなければならない。

- (1) 第5項の規定により減じることとした駐車施設の台数の規模を上回る自動車の駐車需要が生じたとき。
- (2) 第5項の規定により減じることとした駐車施設に起因して当該建築物の周辺の道路の安全かつ円滑な交通に支障が生じたとき。
- (3) 当該建築物の所有者又は管理者が正当な理由なく第13条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第10条中「第8条まで」の次に「（第6条の2第1項及び第2項（これらの規定を第6条の4第4項において準用する場合を含む。）並びに第6条の3第5項（第3号を除く。）及び第6項を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に新築、増築又は大規模の修繕等（改正後の条例第6条に規定する大規模の修繕等をいう。以下同じ。）の工事に着手している建築物及びこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条又は第19条の規定により都市計画決定された事業で、施行日以後に当該事業により新築される建築物について

は、改正後の条例第6条の3の規定は、適用しない。ただし、これらの建築物について次に掲げる増築又は大規模の修繕等をするときは、この限りでない。

(1) この条例の施行の際現に新築、増築又は大規模の修繕等の工事に着手している建築物について、当該工事の完了後に増築又は大規模の修繕等をするとき。

(2) 施行日前に都市計画法第18条又は第19条の規定により都市計画決定された事業で、施行日以後に当該事業により新築される建築物について、当該新築の工事の完了後に増築又は大規模の修繕等をするとき。

参考資料

制 定 要 旨

建築物における附置すべき特定自動車用駐車施設の台数の規模を緩和し、荷さばき用駐車施設の附置について必要な事項を定め、及び駐車施設の附置の特例を設けるため、この条例を制定するものである。